

# 用語の解説

● 年齢

平成27年9月30日現在による満年齢です。

● 常住地

常住地とは、各人が常住する場所のことです。ここで「常住する」とは、同一の場所に3か月以上にわたって住んでいるか、または3か月以上にわたって住むことになっている場所をいいます。

● 職業

職業とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいいます。（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）

なお、従事した仕事有二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によります。

平成27年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成21年12月設定）を基に再編成したもので、12項目の大分類、57項目の中分類、232項目の小分類から成っています。

● 5年前の常住地

5年前の常住地とは、その世帯の世帯員が5年前にふだん居住（常住）していた市区町村をいいます。平成27年調査では、22年10月1日（前回調査時）に常住していた市区町村について調査し、5年前から調査時までの当該地域への転入状況を、以下のとおり区分しています。

また、5年前には当該地域に常住していたが転出し、平成27年調査時には他の地域に常住していた人は、5年前の常住者として当該地域の結果表に表章しています。

なお、平成12年以前の調査では5歳以上の人のみ集計していましたが、22年及び27年調査では、5歳未満の人についても出生後に常住していた場所を調査し集計しています。

現住所……………調査時における常住地と同じ場所

国内……………日本国内

  自市区町村内……………調査時における常住地と同じ市区町村（21大都市の場合は同じ区）

  自市内他区……………21大都市について、同じ市又は東京都特別区の他の区

  県内他市区町村……………同じ都道府県内の他の市区町村

  他県……………他の都道府県

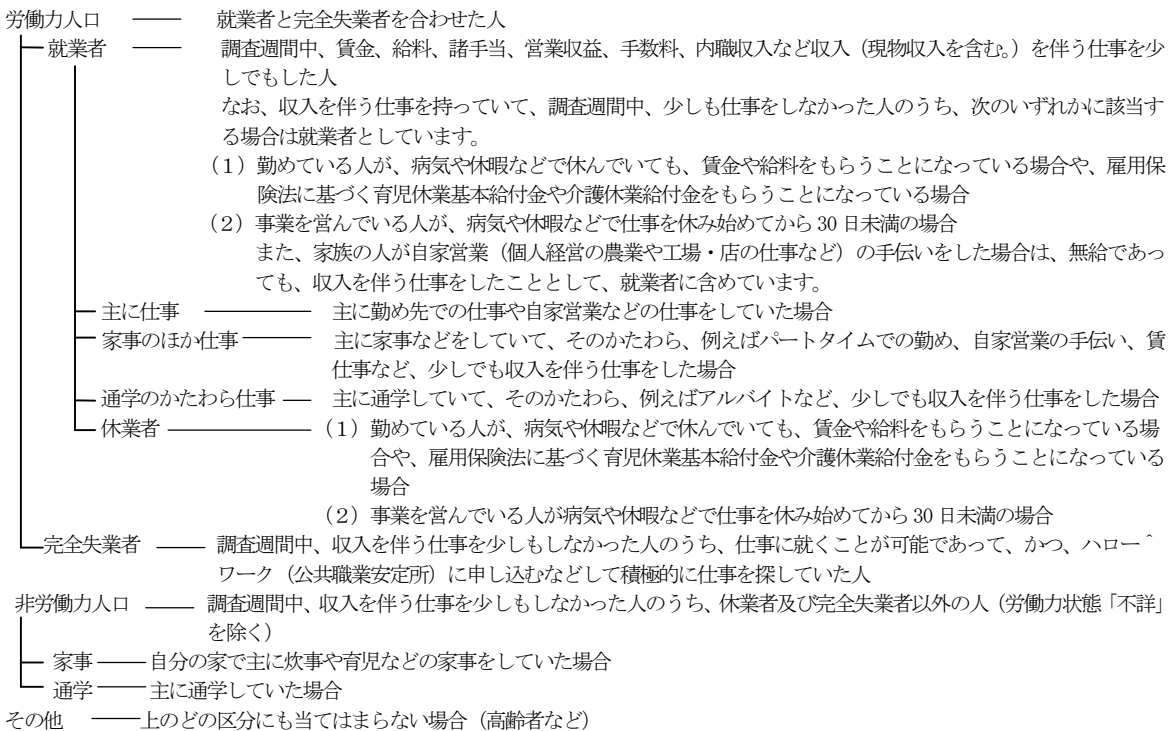
国外……………日本以外

5年前の常住市区町村「不詳」…5年前の常住地が他の市区町村であるが、市区町村名が不明の者

移動状況「不詳」……………5年前の常住地が不明の者

● 労働力状態

労働力状態とは、15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。



《注意点》

上の区分でいう「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

● 産業

産業とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしてきた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）。

なお、国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

【平成 22 年変更内容】

- ・平成 22 年以降調査の産業分類は、平成 19 年 11 月に改定された日本標準産業分類を基準としており、大分類が 20 項目、中分類が 82 項目、小分類が 253 項目となっています。
- ・労働者派遣法に基づく派遣労働者は、平成 17 年以前の調査では、「労働者派遣業」に分類していましたが、22 年調査から、派遣先で実際に従事する産業を基に分類しています。

《注意点》

- (1) 仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によっています。
- (2) 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類しています。

● 職業

「職業」とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいいます。（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）

なお、従事した仕事は二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によっています。国勢調査に用いている職業分類は、日本標準職業分類を国勢調査に適合するように編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

【平成 22 年変更内容】

平成 22 年以降調査の職業分類は、平成 21 年 12 月に設定された日本標準職業分類（注）を基準としており、大分類が 12 項目、中分類が 57 項目、小分類が 232 項目となっています。

（注）日本標準職業分類は、従来から設定していましたが、統計法の改正に伴い、新たに「統計基準」として設定したものです。

【平成 17 年国勢調査 新職業分類特別集計結果について】

平成 22 年国勢調査と平成 17 年国勢調査との比較が可能となるよう、平成 17 年国勢調査抽出詳細集計の結果を組替集計したものです。結果の推定は平成 17 年国勢調査抽出詳細集計の推定方法によるため、標本誤差を含んでおり、全数集計されている基本集計結果とは一致しません。

● 従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしてきた事業所における地位によって、以下のとおり区分したものです。

- 雇用者……………会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次い  
う「役員」でない人
- 正規の職員・従業員……………勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
- 労働者派遣事業所の派遣社員……………労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
- パート・アルバイト・その他……………
  - ・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人
  - ・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
- 役員……………会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
- 従業上の地位「不詳」……………未回答などにより従業上の地位が判定できない場合